船舶用レーダーの性能基準の改正概要

船舶用レーダーが義務づけられた船舶の概要

- ・対象船舶:国際航海に従事する旅客船及び300トン以上のその他の船舶、国際航海に従事しない150トン以上の旅客船及び300トン以上のその他の船舶
- •レーダーを設置した無線局数は平成19年11月末現在 47,535局、うち今回の改正対象無線局数は、3,591局

船舶用レーダーの探知性能の向上、レーダー周辺機器(AIS等)とのインターフェイス機能による情報の共有が必要 船舶の航行安全のためレーダーの性能基準の改正が必要

改正の概要

IMO(国際海事機関)のMSC(海上安全委員会)において船舶用レーダーの性能基準を改正(平成16年12月)

* IMO: International Maritime Organization

MSC: Maritime Safety Committee

主な改正点

〇探知性能の向上

航路用ブイなど、より詳細物標の探知性能を規定

- 〇<u>レーダー周辺機器(船舶自動識別装置、航海用電子海図など)とのインターフェイス</u>
 - 機能の義務化による<u>情報の共有化</u>
- 〇<u>追尾物標能力の向上(</u>追尾数2倍以上、500トン以下にも自動追尾機能の義務化)
- 〇<u>井通した測定位置を設けて</u>物標を測定
- ○<u>指示器の表示画面の変更</u>(ブラウン管から液晶表示へ)



平成20年7月1日以降、レーダーを設置する場合、レーダーを換装する場合





レーダー画像



船舶用レーダー